

## 決議

令和5年2月9日、自治労福岡市水道サービス従業員ユニオン（以下「申立人組合」という。）執行委員長大町浩文から福岡県知事に対し、労働組合法（以下「労組法」という。）第18条第1項の規定に基づき、同年1月13日付けで申立人組合とヴェオリア・ジェネツ株式会社及び第一環境株式会社（以下「協約当事者である使用者」と総称する。）との間で締結された別紙労働協約（以下「本件協約」という。）第2条から第8条第1項までの各条項について、本件協約第2条（1）に定める「適用地域」内において同条（5）に定める「使用者」に雇用される労働者のうち、同条（4）に定める福岡市水道事業に係る検針業務を行う「時間給制水道検針員」に該当する者に拡張適用する旨の決定を求める申立て（以下「本件申立て」という。）があった。

令和5年2月10日、福岡県知事から、労組法第18条第1項の規定に基づく決議を求められた福岡県労働委員会（以下「当委員会」という。）は、本件申立てについて事実関係の調査を行い、慎重審議の結果、令和5年11月16日第1859回定例総会において、同項及び労働組合法施行令第15条の規定に基づき、次のとおり決議する。

## 主文

本件協約は、下記により拡張適用することが適當である。

### 1 拡張適用する労働協約の条項

本件協約第2条から第8条第1項までの各条項

ただし、第8条第1項中「2023（令和5）年2月1日」とあるのは「令和6年4月1日」とする。

### 2 適用する地域

福岡市全域

### 3 適用する使用者及び労働者

上記2に記載する地域内において、本件協約第2条（5）に定める「使用者」に該当する事業主及び当該事業主に雇用される労働者のうち、同条（4）に定める「時間給制水道検針員」に該当する者

### 4 拡張適用の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 理由

- 1 労組法第18条に規定する労働協約の地域的拡張適用制度は、同条所定の要件が満たされた場合、当該協約に定める労働条件を地域における公正労働条件とみなして、協約当

事者である労使以外の労使にも適用することで、労働条件切下げ競争を防止し、労働条件の維持改善を図るとともに、労働者間、使用者間の公正競争を確保しようとするものである。

当委員会は、地域的拡張適用の制度趣旨を踏まえ、本件申立てが労組法第18条に規定する要件を充足するかどうか、本件協約を拡張適用することが妥当かどうか等について、調査結果に基づき慎重に検討を行った。

## 2 「一の地域」について

- (1) 労組法第18条第1項の「一の地域」は、連続した地域であって、制度の趣旨に照らして、客観的に確定でき、明確性を備えた地域であることが必要である。
- (2) 本件協約の適用地域は、第2条(1)において、福岡市全域と定められており、申立人組合からは、当該地域が「一の地域」に該当するとして申立てが行われている。
- (3) 本件に係る水道事業は、福岡市という一自治体が一体として運営しており、当該水道事業の給水エリアは概ね福岡市全域である。このことからすれば、福岡市全域は連続した地域であり、恣意性を排して客観的に確定できる明確性を備えた「一の地域」と考えられる。
- (4) 以上のことから、本件については、福岡市全域を「一の地域」として、他の要件を満たしているかどうか検討すべきである。

## 3 「同種の労働者」について

本件協約の適用対象となる労働者は、本件協約第2条(4)に定める「時間給制水道検針員」であり、申立人組合からの申立ては、同様に水道検針業務に従事する労働者について拡張適用を求めるものである。

福岡市は、水道事業の一部を民間事業者に委託して運営しており、同市内を3つの区域に分け、それぞれの区域の事業の一部を、あらかじめ仕様を定めた上で民間事業者に委託している。「時間給制水道検針員」の水道検針業務についてみると、その委託内容は3つの区域に大きな差異はなく、職務内容等は同等のものであると考えられる。また、「時間給制水道検針員」の賃金の支払方法なども同等のものであると考えられる。

したがって、水道検針業務に従事する「時間給制水道検針員」に該当する者を「同種の労働者」と考えてよい。

## 4 「大部分」が「適用を受ける」について

- (1) 協約当事者である使用者が福岡市水道事業の検針業務を行う営業所は、福岡市内に5箇所ある。

また、これらの使用者に雇用されて、上記営業所を就業場所として水道検針業務に従事する「時間給制水道検針員」は、82名である。

この82名のうち、申立人組合の組合員は66名、各営業所において労組法第17条の規定に基づき本件協約が適用されるに至った者が11名であるので、本件協約の適用対象者は77名となる。

一方、協約当事者以外の使用者が福岡市水道事業の検針業務を行う営業所は、福岡市内に2箇所あり、これらの使用者に雇用されて、上記営業所を就業場所として水道

検針業務に従事する「時間給制水道検針員」は、24名である。

これらのことから、「同種の労働者」の総数は106名であり、「同種の労働者」の72.6%が本件協約の適用を受けていることとなる。

- (2) このほか、協約当事者である使用者に雇用される「時間給制水道検針員」で、申立人組合の組合員ではない者の労働契約の内容についても、本件協約を参照して申立人組合の組合員と同一水準に揃えられているという実態に鑑みれば、「一の地域」における「同種の労働者」の「大部分」が「適用を受ける」に至っていると認められる。

##### 5 「一の労働協約」について

本件協約は、賃金、裁判員休暇の付与及び労働保険・社会保険の適用について、協約当事者である使用者に共通の最低基準を定めることを目的として、申立人組合及び協約当事者である使用者が連名で記名押印の上締結された単一の労働協約であり、「一の労働協約」と認められる。

- 6 以上により、本件申立ては、労組法第18条第1項に規定する「一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受ける」場合に該当するということができる。

- 7 さらに、本件協約の拡張適用が行われることは、以下のとおり、地域内で従業する「時間給制水道検針員」の労働条件に及ぼす影響その他の事情を考慮して、労組法第18条の趣旨にも適合し、妥当であると判断する。

- (1) 福岡市が行う入札により複数の民間企業が福岡市水道事業の検針業務に携わる中で、過去に水道検針業務に従事する労働者の賃金が引き下げられた事例（歩合給の支給額が3割程度引下げ）があったことを踏まえると、今後、福岡市が事業委託する3つの区域において、同じ水道検針業務に携わっている労働者の賃金に格差が生じる可能性も否定できない。

このようなことから、本件協約の拡張適用によって、福岡市の水道事業の検針業務に携わる労働者において本件協約に定める基準を下回るような賃金格差の発生を防止することは、当該地域における労働者の労働条件を維持改善するとともに、使用者間の格差を防止し、公正競争の確保に資するものとして制度の趣旨にかなうものである。

- (2) 公的契約による事業に従事する労働者の労働条件については、労働関係法令によつて要請される基準に従うだけではなく、同一労働同一賃金などの法理念の実現にも十分留意することが求められる。

本件では、福岡市が一自治体として水道事業を運営・管理していたが、民間活力の活用等を目的として、市内を3つの区域に分離し、それぞれの業務を民間事業者へ委託したものであり、これら3つの区域の水道検針員の職務内容は概ね同一であることが確認された。

そのような経緯を考慮すると、労使交渉の末に定められた本件協約を拡張適用することにより、福岡市内において同一の労働に携わる水道検針員の労働条件の一部について最低基準を統一的に設定することは、労組法第18条の制度趣旨にかなうと解される。

(3) 本件申立てにおいては、他企業の新規参入を排除するなど競争を制限するために拡張適用制度を濫用的に利用したような事情はうかがわれば、その他拡張適用を否定すべき特別の事由も認められない。

8 拡張適用の効力発生の始期については、労組法第18条第1項の規定による福岡県知事の決定及び同条第3項の規定による公告がなされた後、福岡市においては関係労使等への周知を行う必要がある。また、使用者においては労働者への周知等に係る所要の準備を行う必要がある。

拡張適用の効力の終期については、協約当事者である使用者のうちの1社の受託期間が令和7年3月31日に終了することに留意する必要がある。

以上のことを考慮して、拡張適用の効力発生の始期及び終期については、本件申立てのとおり令和6年4月1日から令和7年3月31日とすることが適当である。

9 よって、当委員会は、主文のとおり決議する。

令和5年11月16日

福岡県労働委員会  
会長 徳永

